提出先	鳥取県

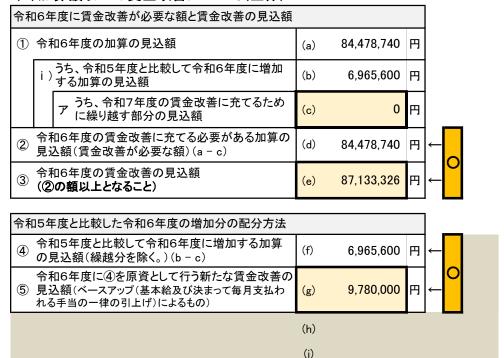
介護職員等処遇改善加算等 処遇改善計画書(令和6年度)

1 基本情報

フリガナ	イリョウホウ	ジンヨウワカイ									
法人名	医療法人養和	医療法人養和会									
法人所在地	<u> </u>	F 683-0841 島取県米子市上後藤3丁目5-1									
フリガナ	イシダ リョウ	′シダ リョウタ									
書類作成担当者	石田 良太	5田 良太									
連絡先	電話番号	0859-24-0007	E-mail	ishida_r@yowakai.com							

2 賃金改善計画について

(1)加算額以上の賃金改善について(全体)



【記入上の注意】

- (b) には、令和5年度と比較して令和6年度に増加する加算の見込額として、旧3加算の上位区分への移行によるもの(令和6年4・5月分)並びに令和6年度改定での加<u>算率の引上げ</u>及び<u>新加算 I ~ IV への移行</u>によるもの(令和6年6月以降分)の合計額が別紙様式2-2、2-3及び2-4から自動で転記される。このうち、令和7年度の賃金改善のために繰り越す額(c)を除いた額が、(f) に転記される。
- ・ 介護現場で働く方々にとって、令和6年度に2.5%、令和7年度に2.0%のベースアップへとつながるよう、令和6年度分の加算額の全額を令和6年度内の賃金改善に充てることは求めず、介護サービス事業者等の判断により、その一部を令和7年度に繰り越して賃金改善に充てることを認める。令和7年度に繰り越す額は、(b)を上回らない範囲内で各事業者等において設定し、(c)に記載すること。また、繰越分は全額令和7年度の賃金改善に充て、期間中に事業所が休廃止した場合には、必ず一時金等により介護職員その他の職員の賃金として配分すること。
- ・ (e)·(g)·(h) には、新加算等の算定により実施する介護職員の賃金改善の見込額を計算し、記入すること。その際、加算による賃金改善を行った場合の法定福利費等の事業主負担の増加分を含めることができる。
- ・ (g) は (f) の見込額以上となること。ただし、ベースアップのみにより当該賃金改善を行うことができない場合(例えば、令和6年度介護報酬改定を 踏まえ賃金体系等を整備途上である場合)には、必要に応じて、その他の手当、一時金等を組み合わせて実施しても差し支えない。したがって、 (i) の値(g + h の合計)が (f) 以上であれば差し支えない。

(2)加算以外の部分で賃金水準を引き下げないことの誓約

処遇改善加算等による賃金改善以外の部分で賃金水準を引き下げません。



【記入上の注意】

- 「処遇改善加算等による賃金改善以外の部分で賃金水準を引き下げない」とは、①「加算取得年度の賃金の総額」から「当該年度の各加算によ る賃金改善所要額の総額」を除いた額と、②「前年度の賃金の総額」から「前年度の各加算額及び独自の賃金改善額」を除いた額を比較し、①の 額が②の額を下回らない(加算等の影響を除いた賃金額の水準を引き下げない)ことをいう。実績報告書では、これらの賃金額の具体的な記載を 求めるため、詳細な考え方は、別紙様式3-1(実績報告書)2(2)を参照すること。
- ・ ただし、サービス利用者数の大幅な減少等の影響により、結果として加算以外の部分で賃金が下がった場合には、その事情を別紙様式5「特別 な事情に係る届出書」により届け出ることで算定要件を満たすこととする。

(3)賃金改善	手を行う賃金	項目及び	戊方法														0
①賃金改善実	施期間			令和	6	年	6	月	~	令和	7	年	5	月(12	か月)
(3)賃金改善を行う賃金項目及び方法 ①賃金改善実施期間					新設) 手当(既存の増額) 🗸 賞与 🗆 その他()					
	就業規則(賃金改善に・基本給のを一	関する規定 律6000円 は	内容)※	金規程上記の根	拠規程の	うち、賃	一 そ(の他	する部分				こうな金	€額))
								を <u>下</u> 行					`				
		実施しない	・場 得な	щ	<u> </u>		<u> </u> #			心并	<u> </u>	化)				
3 介護職員]	·盖加管	车の運	延に	つ 1.17	_											

川護嶼貝守処週以晋川昇守い安計に

(1)(参考)月額賃金改善要件 I (新加算Ⅳの1/2以上の月額賃金改善) 【新加算 I ~Ⅳ】 ※令和6年度中は適用されないため、記入は任意

1	令和6年度の新加算Ⅳ相当の見込額の1/2	22,518,950 円 ←
2	令和6年度の加算による賃金改善の見込額のうち、月額賃金 改善による額 (①の見込額以上となること)	22,941,000 円 ← О

【記入上の注意】

- 令和7年度以降に新加算の算定を行う場合は、本要件を必ず満たす必要があることから、上記のグレー色のセルに「×」が付く場合は、令和6年 度中(令和7年3月末まで)に、加算を原資とする一時金等の一部を基本給等の引上げに付け替えるなどの必要な対応を行うこと。
- (2)月額賃金改善要件Ⅱ(旧ベア加算相当の2/3以上の新規の月額賃金改善)【新加算Ⅰ~Ⅳ】 ※新加算 I ~Ⅳを算定するまで旧べア加算又は新加算 V(2)・(4)・(7)・(9)・(13) を算定していなかった 事業所のみ

(3)月額賃金改善要件Ⅲ(旧ベア加算額の2/3以上の新規の月額賃金改善)【旧ベア加算】

【令和5年度から継続して旧ベースアップ等加算を算定する事業所について】

⇒ 令和6年度も令和5年度のベースアップ等加算の配分のために行ったものと同等以上の賃金改善を継続することを誓約すること

令和5年度も旧ベースアップ等加算を算定しており、令和6年度も同様の賃金改 善を継続します。

【令和6年4・5月から新規に旧ペースアップ等加算を算定する事業所について】

⇒ 新規に算定する事業所の旧ベースアップ等加算について、介護職員とその他の職種のそれぞれについて、賃金改善の見込額の3分の2以 上が、基本給等(基本給又は決まって毎月支払われる手当)の引上げに充てられる計画になっていること

- (4)	
新	加算 I ~Ⅳ・V(1)~(6)・V(8)・V(11)、旧処遇 I・II 】 ⇒ キャリアパス要件 I と II の両方 を満たすこと。 <u>該当</u>
	キャリアパス要件 I (任用要件・賃金体系の整備等)
	✓ 次のイからハまでのすべての基準を満たす。 ← O
	イ 介護職員の <u>任用</u> における職位、職責又は職務内容等の要件を定めている。
	ロ イに掲げる職位、職責又は職務内容等に応じた賃金体系を定めている。
	ハイ、口について、就業規則等の明確な根拠規定を書面で整備し、全ての介護職員に周知している。
	キャリアパス要件 II (研修の実施等)
	▽ 次のイと口の両方の基準を満たす。 ← ○
	イ 介護職員の職務内容等を踏まえ、介護職員と意見交換しながら、資質向上の目標及び①・②のうち少なくともいずれかに関する具体的な計画を策定し、研修の実施又は研修の機会を確保している。
	資質向上のための計画に沿って、研修機会の提供又は技術指導等を実施するとともに、介護職員の
	イの実現のた 能力評価を行う。 ※当該取組の内容について以下に記載すること めの具体的な ✓ ①
	取組内容 取組内容 教育訓練計画に基づき、研修機会の提供と技術指導や教育訓練を実施する。また、人事評価を年2回実施し、適切 な助言、評価を行い個々の職員の質の向上を図っている。
	目にチェック
	(V) した上 で 目休的な (Z) ②
	内容を記載) 介護福祉士をはじめとする、サービスの質の向上に資する資格取得について研修費用の支援や研修にかかる期間を勤務として取り扱うなど資格取得を支援している。
	ロイについて、全ての介護職員に周知している。
	✓
_	
(5))キャリアパス要件Ⅲ 【新加算Ⅰ~Ⅲ、Ⅴ(1)・(3)・(8)、旧処遇Ⅰ】
+ +	ャリアパス要件Ⅲ(昇給の仕組みの整備等)
~	▽ 次のイと口の両方の基準を満たす。 ← <mark>○</mark>
イ	介護職員について、経験若しくは資格等に応じて昇給する仕組み又は一定の基準に基づき定期に昇給を判定する仕組みを設けている。
	経験に応じて昇給する仕組み
	具体的な仕組 ※「勤続年数」や「経験年数」などに応じて昇給する仕組みを指す。 みの内容(該 資格等に応じて昇給する仕組み
	当するもの全 2 ② ※「介護福祉士」や「実務者研修修了者」などの取得に応じて昇給する仕組みを指す。ただし、介護福祉士資格を有して
	でにチェック 就業する者についても昇給が図られる仕組みであることを要する。 (✔)するこ 一定の基準に基づき定期に昇給を判定する仕組み
	と。) ② ※「実技試験」や「人事評価」などの結果に基づき昇給する仕組みを指す。ただし、客観的な評価基準や昇給条件が明文化されていることを要する。
	イについて、全ての介護職員に周知している。

(6) キャリアパス要件Ⅳ 【新加算 I · II 、 V(1)~(7)·(9)·(10)·(10)、旧特定 I · II 】

キャリアパス要件Ⅳ(改善後の賃金要件) ⇒以下の欄が「〇」の場合、要件を満たしている。

旧特定加算 I・II の要件(4・5月)	⇒	<mark>О</mark> (【別紙様式2-2「⑥キャリアパス要件Ⅳ」の欄から転記)
新加算 Ⅰ・Ⅱ、Ⅴ(1)~(7)・(9)・(10)・(12)の要件(6月以降)	⇒	0	【別紙様式2-3「⑥キャリアパス要件Ⅳ」の欄から転記)
新加算 I・II の要件(年度内の区分変更後)	⇒	(【別紙様式2-4「⑥キャリアパス要件Ⅳ」の欄から転記)
l _n			
ш			
(7)キャリアパス要件V 【新加算 I、V(1)・(2)・(5)・(7)	-(10).	旧物	\$定Ⅰ】

キャリアパス要件 V (介護福祉士等の配置要件) ⇒以下の欄が「O」の場合、要件を満たしている。

		(別紙様式2-2「⑦キャリアパス要件 V 」の欄から転記)
⇒		(別紙様式2-3「⑦キャリアパス要件 V 」の欄から転記)
⇒		(別紙様式2-4「⑦キャリアパス要件 V 」の欄から転記)
	⇒	⇒ <mark>O</mark>

(8)職場環境等要件

【新加算 I・Ⅱ、V(1)~(7)·(9)·(10)·(12)又は旧特定 I・Ⅱを算定する場合】

該当

⇒ 届出に係る計画の期間中に実施する事項について、チェック(✔)すること。複数の取組を行い、「入職促進に向けた取組」、「資質の向上やキャリアアップに向けた支援」、「両立支援・多様な働き方の推進」、「腰痛を含む心身の健康管理」、「生産性向上のための業務改善の取組」、「やりがい・働きがいの醸成」の6区分について、それぞれ1つ以上の取組を行うこと。

区分	内容
	✓ 法人や事業所の経営理念やケア方針・人材育成方針、その実現のための施策・仕組みなどの明確化
入職促進に向	✓ 事業者の共同による採用・人事ローテーション・研修のための制度構築
けた取組	✓ 他産業からの転職者、主婦層、中高年齢者等、経験者・有資格者等にこだわらない幅広い採用の仕組みの構築
→ 法人や事業所の経営理念やケア方針・人材育成方針、その実現のための施策・仕組みなどの明確化	
資質の向 トや	
	✓ 研修の受講やキャリア段位制度と人事考課との連動
に向けた支援	✓ エルダー・メンター(仕事やメンタル面のサポート等をする担当者)制度等導入
	✓ 上位者・担当者等によるキャリア面談など、キャリアアップ等に関する定期的な相談の機会の確保
	✓ 子育てや家族等の介護等と仕事の両立を目指す者のための休業制度等の充実、事業所内託児施設の整備
—	
推進	✓ 有給休暇が取得しやすい環境の整備
	✓ 業務や福利厚生制度、メンタルヘルス等の職員相談窓口の設置等相談体制の充実
	/ *************************************
	✓ 短時間勤務労働者等も受診可能な健康診断・ストレスチェックや、従業員のための休憩室の設置等健康管理対策の実施
身の健康官理	✓ 雇用管理改善のための管理者に対する研修等の実施
	✓ 事故・トラブルへの対応マニュアル等の作成等の体制の整備
	✓ タブレット端末やインカム等のICT活用や見守り機器等の介護ロボットやセンサー等の導入による業務量の縮減
善の取組	✓ 5S活動(業務管理の手法の1つ。整理・整頓・清掃・清潔・躾の頭文字をとったもの)等の実践による職場環境の整備
	✓ 業務手順書の作成や、記録・報告様式の工夫等による情報共有や作業負担の軽減
	✓ ミーティング等による職場内コミュニケーションの円滑化による個々の介護職員の気づきを踏まえた勤務環境やケア内容の改善
	✓ 地域包括ケアの一員としてのモチベーション向上に資する、地域の児童・生徒や住民との交流の実施
がいの醸成	✓ 利用者本位のケア方針など介護保険や法人の理念等を定期的に学ぶ機会の提供
	✓ ケアの好事例や、利用者やその家族からの謝意等の情報を共有する機会の提供

【見える化要件】【新加算 I・Ⅱ、V(1)~(7)·(9)·(10)·(12)、旧特定 I・Ⅱ】

・ 実施する周知方法について、チェック(✔)すること。なお、令和6年度中の見込みでも差し支えない。

	0
(「事業所の特色」欄)で

ホームページ への掲載

職場環境等要件の24項目のうち、実施する取組項目の「介護サービス情報公表システム」(▽柳物への選択

☑ 職場環境等要件の24項目のうち、実施する取組項目の自社のホームページへの掲載

4 要件を満たすことの確認・証明

以下の点を確認し、満たしている項目に全てチェック(✔)すること。

確認事項	証明する資料の例(指定権者からの求めに応じて提出)
✓ 処遇改善加算等として給付される額は、職員の賃金改善のために全額支出します。 また、処遇改善加算等による賃金改善以外の部分で賃金水準を引き下げません。	就業規則、給与規程、給 与明細等
令和7年度に繰り越す額(2(1)① i ア)がある場合は、全額、令和7年度の更なる賃金改善に充づす。期間中に事業所が休廃止した場合には、一時金等により介護職員その他の職員の賃金としてします。	
キャリアパス要件 I ~皿のうち、満たす必要のある項目について、証明となる書面を作成し、職員知しました。また、計画書の提出時点で書面の準備ができていない場合は、令和6年度中(令和7月末まで)に書面を整備します。	
▽ 労働基準法、労働災害補償保険法、最低賃金法、労働安全衛生法、雇用保険法その他の労働にる法令に違反し、罰金以上の刑に処せられていません。	関す
✓ 労働保険料の納付が適正に行われています。	労働保険関係成立届、 確定保険料申告書
✓ 本計画書の内容を雇用する全ての職員に対して周知しました。	会議録、周知文書

- ※ 各証明資料は、指定権者からの求めがあった場合には、速やかに提出すること。
- ※ 本様式への虚偽記載のほか、旧3加算及び新加算の請求に関して不正があった場合並びに指定権者からの求めに応じて書類の 提出を行うことができなかった場合は、介護報酬の返還や指定取消となる場合がある。

本処遇改善計画書の記載内容・確認事項の内容に間違いありません。 記載内容を証明する資料を適切に保管することを誓約します。

6 年 4 月 15 日 法人名 医療法人養和会

代表者 職名 理事長

氏名 廣江 智

(確認用) 提出前のチェックリスト

- ・ 以下の項目にオレンジ色の「×」がないか、提出前に確認すること。「×」がある場合、当該項目の記載を修正すること。
- ※ 空欄が表示される項目は、記入が不要であるため対応する必要はない。

	2 賃金改善計画について	
	令和7年度への繰越し見込額が令和6年度に増加する加算の見込額を超えない計画となっている	
(1)	令和7年度に繰り越す額を除いた加算額以上の賃金改善を行う計画となっている	0
	令和6年度に増加する加算の見込額を超える賃金改善を行う計画となっている	0
(2)	加算以外の部分で賃金水準を引き下げないことを誓約している	0
(3)	賃金改善を行う賃金項目及び方法を記載している	0

		3 介護職員等処遇改善加算等の要件について			
(1)	月額賃金改善要件 Ⅱ	旧ベースアップ等加算相当の2/3以上の新規の月額賃金改善を行う計画になっていること			
		令和5年度から継続して旧ベースアップ等加算を算定する事業所について、令和5年度以前からの 賃金改善の取組の継続を誓約していること	0		
(2)	(2) 月額賃金改善要件Ⅲ	月額賃金改善要件Ⅲ	月額賃金改善要件Ⅲ	令和6年4·5月から新規にベースアップ等加算を算定する事業所について、旧ベア加算額以上の新規の賃金改善を行う計画になっていること	
		介護職員について、賃金改善の見込額の2/3以上が、ベースアップ等に充てられる計画になってい	$\overline{}$		
	その他の職種について、賃金改善の見込額の2/3以上が、ベースアップ等に充てられる計画になっていること				
(2)	キャロアパフ 亜件 Ι・Π	キャリアパス要件 I (任用要件・賃金体系の整備等)とキャリアパス要件 I (研修の実施等)の <u>両方</u> を満たすこと。ただし、満たさない場合は、令和6年度中(令和7年3月末まで)に介護職員の任用要件・賃金体系を定めること <u>及び</u> 研修等に係る計画を策定し、研修の実施又は研修機会の確保を行うことを誓約していること	0		

	イヤクノハヘ女H1・1	キャリアパス要件 I (任用要件・賃金体系の整備等)とキャリアパス要件 II (研修の実施等)の <u>どちらか</u> を満たすこと。ただし、満たさない場合は、令和6年度中(令和7年3月末まで)に介護職員の任用要件・賃金体系を定めること <u>又は</u> 研修等に係る計画を策定し、研修の実施又は研修機会の確保を行うことを誓約していること	
(4)	キャリアパス要件Ⅲ	キャリアパス要件Ⅲ(昇給の仕組みの整備等)を満たすこと。ただし、満たさない場合は、令和6年度中(令和7年3月末まで)に昇給の仕組みを整備することを誓約していること	0
(5)	キャリアパス要件Ⅳ	賃金改善額が月額平均8万円以上又は改善後の賃金が年額440万円以上となる者の数が事業所あたり1以上となるような計画になっていること。ただし、満たさない場合は、小規模事業所等である等の理由を記載すること	0
(6)	キャリアパス要件 Ⅴ	キャリアパス要件 V (介護福祉士の配置等要件)を満たすこと	0
(7)	職場環境等要件	新加算等の区分ごとに必要な数以上の職場環境等要件の取組を行っていること	0
	似物垛况守安 什	情報公表システム等での見える化要件を満たすこと	0

		4 要件を満たすことの確認・証明	
•	必要な項目が全て選択されていること		0
	誓約・記名が行われていること		O

別紙様式2-2 個票(令和6年4-5月分)

法人名 医療法人養和会

処遇改善加算額(見込額)の合計[円](別紙様式2-1 2(1)(a)の内数)	8,269,340	円
特定加算(見込額)の合計[円](別紙様式2-1 2(1)(a)の内数)	3,086,560	円
ベースアップ等加算(見込額)の合計[円](別紙様式2-1 2(1)(a)の内数)	1,562,940	円
うち、新規に算定する旧ペア加算の見込額[円](別紙様式2-1 3(3) ①に転記)	0	円
旧3加算のうち、令和6年度に増加する加算額の見込額 (旧3加算の上位区分への移行によるもの)(別紙様式2-1 2(1)(b)の内数)	0	円

【記入上の注意】

記入箇所は色付きのセルだけです。
 緑色 水色 黄色 のセルには、原則として全て記入してください。

提出先 鳥取県

⑥キャリアパス要件Ⅳについて

賃金改善額が月額平均8万円以上又は改善後の賃金が年額440 万円以上となる者の数	35
特定加算 I・II の算定を届け出た事業所数(短期入所・予防・総合事業での重複を除く。)	10

以上で	あるかは、処遇	改善加算、特定加算	I、ベースアッ	ップ等加算に	こよる賃金改善額を	含む金額で判断す	「ること。													0	ı	0	0	0	0	0
			事業所の	の所在地			処遇加算等			(参考) 令和5年					令	和6年度			令和6年度に	②月額賃金	を要件Ⅲ	③・④キャ 件 I		⑤キャリア パス要件 Ⅲ	⑥キャリア パス要件Ⅳ	⑦キャリアパス要件 V
	介護保険 事業所番 号	指定権者名	都道府県	市区町村	事業所名	サービス名	除く一月あ	あたり の	処遇改善加算・特 定加算・ベース アップ等加算の別	算定した処 遇加算等の 区分 ※令和6年3 月時点	加算率	令和6年4・ 5月に算定 する処遇加 算等の区分	加算率(c)	※通常に		算定対象月 (d) 16年4月~	·令和6年5月	処遇加算等の 見込額[円] (a×b×c×d)	増加する加算 額の見込額 (令和5年度の 加算率と比 較)	新たに増加 するベース アップ等加 算の見込額	金要件 Ⅲを満	賃金体系 整備等 <u>及</u> び研修の 実施等	賃金体系 整備等 <u>又</u> は研修の 実施等	昇給の仕 組みの整 備等	改善後の賃 金要件(月額 8万円以上又は 年額440万円以 上)を満たす 職員数を記 載	介護福祉士等の配置 の状況が分かる加算 の算定状況
					通所リハビリ	(介護予防)通			処遇改善加算	処遇加算 I	4.7%	処遇加算 I	4.7%	令和 6 年 4	4 月~	令和 6 年	5 月 (2 ヶ月)	548,100	0		1//	0		0		
1	3110210022	鳥取県	鳥取県	米子市	テーションセン ターかみごとう	所リハビリテー ション	583,087	10.00	特定加算	特定加算Ⅱ	1.7%	特定加算Ⅱ	1.7%	令和 6 年 4	4 月~	令和 6 年	5 月 (2 ヶ月)	198,240	0	/					0	
					, ,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,	7 17			ベースアップ等加算	ペア加算	1.0%	ペア加算	1.0%	令和 6 年 4	4 月~	令和 6 年	5 月 (2 ヶ月)	116,620	0	0						
					従来型 介護老				処遇改善加算	処遇加算 I	3.9%	処遇加算 I	3.9%	令和 6 年 4	4 月~	令和 6 年	5 月 (2 ヶ月)	1,437,940	0			0		0		
2	3150280018	鳥取県	鳥取県	米子市	人保健施設仁	介護老人保健 施設	1,843,501	10.00	特定加算	特定加算I	2.1%	特定加算 I	2.1%	令和 6 年 4	4 月~	令和 6 年	5 月 (2 ヶ月)	774,280	0						11	サービス提供体制強化加 算 II
).m 1.				ベースアップ等加算	ベア加算	0.8%	ペア加算	0.8%	令和 6 年 4	4 月~	令和 6 年	5 月 (2 ヶ月)	294,960	0	0						
					従来型 介護老	(介護予防)短			処遇改善加算	処遇加算 I	3.9%	処遇加算 I	3.9%	令和 6 年 4	4 月~	令和 6 年	5 月 (2 ヶ月)	31,640	0			0		0		
3	3150280018	鳥取県	鳥取県	米子市	人保健施設仁	期入所療養介護(老健)	40,572	10.00	特定加算	特定加算 I	2.1%	特定加算 I	2.1%	令和 6 年 4	4 月~	令和 6 年	5 月 (2 ヶ月)	17,040	0	/					0	サービス提供体制強化加 算 II
									ベースアップ等加算	ペア加算	0.8%	ペア加算	0.8%	令和 6 年 4	4 月~	令和 6 年	5 月(2ヶ月)	6,500	0	0						
					通所リハビリ	(介護予防)通			処遇改善加算	処遇加算 I	4.7%	処遇加算 I	4.7%	令和 6 年 4	4 月~	令和 6 年	5 月 (2 ヶ月)	749,220	0			0		0		
4	3150280018	鳥取県	鳥取県	米子市	テーションセンター仁風荘	所リハビリテーション	797,037	10.00	特定加算	特定加算Ⅱ	1.7%	特定加算Ⅱ	1.7%	令和 6 年 4	4 月~	令和 6 年	5 月 (2 ヶ月)	271,000	0	/					1	
) II.M.I	7 - 12			ベースアップ等加算	ベア加算	1.0%	ペア加算	1.0%	令和 6 年 4	4 月~	令和 6 年	5 月 (2 ヶ月)	159,400	0	0						
					ユニット型介護				処遇改善加算	処遇加算 I	3.9%	処遇加算 I	3.9%	令和 6 年 4	4 月~	令和 6 年	5 月 (2 ヶ月)	1,071,660	0			0		0		
5	3170202562	鳥取県	鳥取県	米子市	老人保健施設	介護老人保健 施設	1,373,927	10.00	特定加算	特定加算 I	2.1%	特定加算I	2.1%	令和 6 年 4	4 月~	令和 6 年	5 月 (2 ヶ月)	577,040	0	$\overline{}$					2	サービス提供体制強化加 算 II
									ベースアップ等加算	ペア加算	0.8%	ペア加算	0.8%	令和 6 年 4	4 月~	令和 6 年	5 月(2ヶ月)	219,820	0	0						
					ユニット型介護	(介護予防)短			処遇改善加算	処遇加算 I	3.9%	処遇加算 I	3.9%	令和 6 年 4	4 月~	令和 6 年	5 月 (2 ヶ月)	74,520	0	$\overline{}$		0		0		
6	3170202562	鳥取県	鳥取県	米子市	老人保健施設	期入所療養介護(老健)	95,537	10.00	特定加算	特定加算I	2.1%	特定加算I	2.1%	令和 6 年 4	4 月~	令和 6 年	5 月 (2 ヶ月)	40,120	0	/					0	サービス提供体制強化加 算 II
									ベースアップ等加算	ペア加算	0.8%	ペア加算	0.8%	令和 6 年 4	4 月~	令和 6 年	5 月 (2 ヶ月)	15,280	0	0						
									処遇改善加算	処遇加算 I	13.7%	処遇加算 I	13.7%	令和 6 年 4	4 月~	令和 6 年	5 月 (2 ヶ月)	47,040	0			0		0		
7	3170202133	鳥取県	鳥取県	米子市	訪問介護仁風 荘こうやまち	訪問介護	17,169	10.00	特定加算	特定加算I	6.3%	特定加算Ⅰ	6.3%	令和 6 年 4	4 月~	令和 6 年	5 月 (2 ヶ月)	21,640	0	$\overline{}$				$\overline{}$	0	特定事業所加算Ⅱ
									ベースアップ等加算	ペア加算	2.4%	ペア加算	2.4%	令和 6 年 4	4 月~	令和 6 年	5 月 (2 ヶ月)	8,240	0	0	<u></u>					
									処遇改善加算	処遇加算 I	13.7%	処遇加算 I	13.7%	令和 6 年 4	4 月~	令和 6 年	5 月 (2 ヶ月)	36,280	0	$\overline{}$		0		0		
8	3170202133	米子市、日野町	鳥取県	米子市	訪問介護仁風 荘こうやまち	訪問型サービ ス(総合事業)	13,242	10.00	特定加算	特定加算I	6.3%	特定加算I	6.3%	令和 6 年 4	4 月~	令和 6 年	5 月 (2 ヶ月)	16,680	0						0	特定事業所加算Ⅱ
									ベースアップ等加算	ペア加算	2.4%	ペア加算	2.4%	令和 6 年 4	4 月~	令和 6 年	5 月 (2 ヶ月)	6,360	0	0						
						定期巡回·随時			処遇改善加算	処遇加算 I	13.7%	処遇加算 I	13.7%	令和 6 年 4	4 月~	令和 6 年	5 月 (2 ヶ月)	862,140	0			0		0		特定事業所加昇1又は11
9	3190200174	米子市	鳥取県	米子市	訪問介護仁風 荘こうやまち	対応型訪問介護看護		10.00	特定加算	特定加算 I	6.3%	特定加算 I	6.3%	令和 6 年 4	4 月~	令和 6 年	5 月 (2 ヶ月)	396,460	0						2	行走事業所加昇1又は1 に準じる市町村独自の加
									ベースアップ等加算	ペア加算	2.4%	ペア加算	2.4%	令和 6 年 4	4 月~	令和 6 年	5 月 (2 ヶ月)	151,040	0	0						
					小規模多機能	(介護予防)小			処遇改善加算	処遇加算 I	10.2%	処遇加算 I	10.2%	令和 6 年 4	4 月~	令和 6 年	5 月 (2 ヶ月)	795,040	0			0		0		
10	3190200117	米子市	鳥取県	米子市	ホーム仁風荘か		389,723	10.00	特定加算	特定加算 I	1.5%	特定加算I	1.5%	令和 6 年 4	4 月~	令和 6 年	5 月 (2 ヶ月)	116,920	0						5	サービス提供体制強化加 算 I
									ベースアップ等加算	ペア加算	1.7%	ペア加算	1.7%	令和 6 年 4	4 月~	令和 6 年	5 月 (2 ヶ月)	132,500	0	0						

⁽旧3加東の上回区分への移行によるもの)(別総株本だ-12(1)(5)(の)教別 (記入上の注意) 「月銀37円以上の改善については、特定加算による賃金改善額のみで判断すること。改善後の賃金が年額440万円 以上であるかは、処遇改善加算、特定加算、ベースアップ等加算による賃金改善額を含む金額で判断すること。

			事業所の	D所在地			ha vill des des des	4 104 64		(参考) 令和5年					令和	6年度			令和6年度に	②月額賃:	金要件Ⅲ		リアパス要 「・Ⅱ	⑤キャリア パス要件 Ⅲ	⑥キャリア パス要件Ⅳ	⑦キャリアパス要件Ⅴ
	介護保険 事業所番 号	指定権者名	都道府県	市区町村	事業所名	サービス名	処遇加算等 除く一月あ たり介護報 酬総単位数 (a)	あたり	処遇改善加算・特 定加算・ベース アップ等加算の別	算定した処 遇加算等の 区分 ※令和6年3 月時点	加算率	令和6年4・ 5月に算定 する処遇加 算等の区分	加算率(c)	※通		定対象月 (d) 6年4月~	∤ ·令和6年5月	処遇加算等の 見込額[円] (a×b×c×d)	加賀葱と比	新たに増加するベース アップ等加算の見込客	□□を満	賃金体系 整備等 <u>及</u> び研修の 実施等	賃金体系 整備等 <u>又</u> は研修の 実施等	昇鉛の仕	改善後の賃 金要件(月額 8万円以上又は 年額440万円以上)を満たす 職員数を記 載	介護福祉士等の配置 の状況が分かる加算 の算定状況
					小規模多機能	(人供支吐)小			処遇改善加算	処遇加算 I	10.2%	処遇加算 I	10.2%	令和 6 年	4 月~令	和 6 年	5 月 (2 ヶ	用) 841,880	0			0		0		
11	3190200497	米子市	鳥取県	米子市	小別候多機能 ホーム仁風荘こ うやまち	(介護予防)小規模多機能型 居宅介護	412,684	10.00	特定加算	特定加算 I	1.5%	特定加算I	1.5%	令和 6 年	4 月~令	和 6 年	5 月 (2 ヶ	月) 123,800	0						5	サービス提供体制強化加 算 I
					7642	冶七月岐			ベースアップ等加算	ペア加算	1.7%	ペア加算	1.7%	令和 6 年	4 月~令	和 6 年	5 月(2ヶ	月) 140,320	0	C						
					.i. +0 +# 47 +# 40	/ 人 ## マ 			処遇改善加算	処遇加算 I	10.2%	処遇加算 I	10.2%	令和 6 年	4 月~令	和 6 年	5 月 (2 ヶ	月) 1,140,020	0			0		0		
12	3190200505	米子市	鳥取県	米子市	小規模多機能ホーム仁風荘ひ	(3)「護予防) 小 規模多機能型 居宅介護	558,831	10.00	特定加算	特定加算 I	1.5%	特定加算I	1.5%	令和 6 年	4 月~令	和 6 年	5 月 (2 ヶ	用) 167,640	0						3	サービス提供体制強化加 算 I
					L'4	冶七月岐			ベースアップ等加算	ペア加算	1.7%	ペア加算	1.7%	令和 6 年	4 月~令	和 6 年	5 月(2ヶ	用) 190,000	0	(
									処遇改善加算	処遇加算 I	2.6%	処遇加算 I	2.6%	令和 6 年	4 月~令	和 6 年	5 月 (2 ヶ	用) 633,860	0			0		0		
13	31B0200039	鳥取県	鳥取県	米子市	養和病院介護 医療院	介護医療院	1,218,980	10.00	特定加算	特定加算 I	1.5%	特定加算I	1.5%	令和 6 年	4 月~令	和 6 年	5 月 (2 ケ	用) 365,700	0						6	サービス提供体制強化加 算 I
									ベースアップ等加算	ペア加算	0.5%	ペア加算	0.5%	令和 6 年	4 月~令	和 6 年	5 月(2ヶ	月) 121,900	0	C						

別紙様式2-3 個票(令和6年6月以降分)

法人名 医療法人養和会

(27(20の7級) うち、令和6年度に増加する加算器の見込額(令和6年度改定での加算率の引上 「方氏・令和6年度に増加する加算器の見込額(令和6年度改定での加算率の引上 「水及び新加算への移行によるもの)(別紙様和2-12(1)(の内数) (参判令和6年度な走での加算率の引上が及び新加票への移行によるもの) 6,965,600 7,728,960 円

【記入上の注意】

- 配入箇所はピンク色 グレー色 のセルだけです。
- ピンク色 のセルには、原則として全て配入してください。
- グレー色 のセルの入力は必須ではありませんが、可能な限り入力してください。

提出先 鳥取県

⑥キャリアパス要件Ⅳについて(「令和6年度の算定予定」について)

賃金改善額が月額平均8万円以上又は改善後の賃金が年額440万円以上となる 者の数	35
新加算 I・II・V(1)~(7)・(9)・(10)・(12)の算定を届け出た事業所数 (短期入所・予防・総合事業での重複除く)	10

[記入上の注意] ・ 月総の万円以上の改善については、旧特定加算相当による賃金改善額のみで判断すること。改善後の賃金が年 統440万円以上であるは、新加算及び旧3加算を体での賃金改善額を含む金額で判断すること。

報440)	円以上である)は、新加界及(プロ3加算3	E1体での資金	《以書観を言む》	金額で判断すること。															0		0	0	0	0	0
			事業所	の所在地							(参考)令和5年 度と要件を変え	:						令和6年度	(参考 ①月額賃金 (令和7年)	要件I	②月額賃金要	要件Ⅱ	③・④キャリ 要件 I		⑤キャリア パス要件 Ⅲ		⑦キャリアパス要件 V
	介護保険 事業所番 号	指定権者名	都道府県	市区町村	事業所名	サービス名	処遇加算等除ペー月あたり介護報酬総 単位数[単位]		令和6年4・ 5月時点の 旧3加算の 区分	計の加算率	及にないたとないできない。 ではいますに移行した場合の新加算の区分 (カッコ内は6月以降算定可能な新加算での区分(上記と 異なる場合))	加算率	算定す 新加算の		加算率(c)	算定対象月 (d) ※通常は令和6年6月~令和7年3月	新加算の 見込額[円] (a×b×c× d)	に増加する 加算額の 公和5年度 の加算率と 比較)	新加算IV相 当の加算額 の見込額の 1/2	月額賃 金要件 Iを満	スアップ等 3 加算相当の	金要件	賃金体系 整備等及 び研修の 実施等	賃金体備 金整 <u>又</u> 修 の 実施 等	昇給の仕 組みの整 備等	改賃(月以本年) 改賃(月以上の (日報 (日本年)	介護福祉士等の配 置の状況が分かる 加算の算定状況
1	3110210022	自取坦	鳥取県	米子市	通所リハビリ	(介護予防)通所	583,087	10.00	処遇加算 I 特定加算 I	7.4%	新加算Ⅱ	8.3%	令和6年度の算 定予定	新加算Ⅱ	8.3%	令和 6 年 6 月~令和 7 年 3 月 (10 ヶ月	4,839,600	524,800	1,545,200		0		0		0	0	
	7110210022	10 AX 7K	ланаж	W 1 III	ターかみごとう	5 2 2	000,007	10.00	ペア加算	7.4%	()	(参考)令和7年 度の移行予定			令和 7 年 4 月~令和 8 年 3 月 (12 ヶ月)		1,854,240		0			_			
2	3150280018	鳥取県	鳥取県	米子市	従来型 介護 老人保健施設	介護老人保健施設	1,843,501	10.00	処遇加算 I 特定加算 I	6.8%	新加算I	7.5%	令和6年度の算定予定	新加算I	7.5%	令和 6 年 6 月~令和 7 年 3 月 (10 ヶ月	13,826,300	1,290,500	4,055,700		0		0		0	11	サービス提供体制強化 加算 II
					仁風荘				ペア加算 処遇加算 I		()	(参考)令和7年 度の移行予定 令和6年度の算	新加算Ⅰ		令和 7 年 4 月~令和 8 年 3 月 (12 ヶ月	16,591,560	1,548,600	4,866,840	新規に適用	0		継続で適用	_	継続で適用	継続で適用	継続で適用サービス提供体制強化
3	3150280018	鳥取県	鳥取県	米子市	従来型 介護 老人保健施設 仁風荘	(介護予防)短期 入所療養介護(老健)	± 40,572	10.00	特定加算I	6.8%	新加算Ⅰ	7.5%	定予定 (参考)令和7年	新加算I			304,300	28,400 34,080	89,250 107,100	#£## - 7# FR	0		継続で適用	_	継続で適用	維結で適用	加算II 継続で適用
					W 00°11 . 1711	/ A 200 TO 100 T			ペア加算 処遇加算 I		新加算Ⅱ	8.3%	度の移行予定 令和6年度の算 定予定	新加算Ⅱ		令和6年6月~令和7年3月(10ヶ月	6,615,400	717,300	2,112,150		0		0		0	1	ML 476 C ACE 717
4	3150280018	鳥取県	鳥取県	米子市	通所リハビリ テーションセン ター仁風荘	(介護予防)通所 リハビリテーショ ン	797,037	10.00	特定加算Ⅱ ペア加算	7.4%	()	(参考)令和7年 度の移行予定	新加算Ⅱ	8.3%	令和7年4月~令和8年3月(12ヶ月	7,938,480	860,760	2,534,580	新規に適用	0		継続で適用	/	継続で適用	継続で適用	新規に適用
		***		w	ユニット型介記	· 介護老人保健施	1 070 007	10.00	処遇加算 I	6.8%	新加算 I	7.5%	令和6年度の算 定予定	新加算 I	7.5%	令和 6 年 6 月~令和 7 年 3 月 (10 ヶ月) 10,304,500	961,700	3,022,650		0		0		0	2	サービス提供体制強化 加算 II
5	3170202562	馬取県	局取県	米子市	老人保健施設 仁風荘	設	1,373,927	10.00	特定加算 I ペア加算	0.8%	()	(参考)令和7年 度の移行予定	新加算I	7.5%	令和 7 年 4 月~令和 8 年 3 月 (12 ヶ月	12,365,400	1,154,040	3,627,180	新規に適用	0		継続で適用	/	継続で適用	継続で適用	継続で適用
6	3170202562	鳥取県	鳥取県	米子市	老人保健施設	度 (介護予防)短期 表 入所療養介護(表	g 95,537	10.00	処遇加算 I 特定加算 I	6.8%	新加算 I	7.5%	令和6年度の算 定予定	新加算I	7.5%	令和 6 年 6 月~令和 7 年 3 月 (10 ヶ月	716,500	66,900	210,200		0		0		0		サービス提供体制強化 加算 II
					仁風荘	健)			ペア加算		()	(参考)令和7年 度の移行予定 令和6年度の算	新加算I	7.5%		859,800	80,280	252,240	新規に適用	0		継続で適用	_	継続で適用	継続で適用	継続で適用
7	3170202133	鳥取県	鳥取県	米子市	訪問介護仁園 荘こうやまち	訪問介護	17,169	10.00	処遇加算 I 特定加算 I	22.4%	新加算Ⅰ	24.5%	定予定 (参考)令和7年	新加算Ⅰ		令和 6 年 6 月~令和 7 年 3 月 (10 ヶ月 令和 7 年 4 月~令和 8 年 3 月 (12 ヶ月) 420,600	36,100 43,320	124,450	************	0		0		継続で適用	0	特定事業所加算Ⅱ
\dashv									ペア加算 処遇加算 I		新加算Ⅰ	24.5%	度の移行予定 令和6年度の算	新加算Ⅰ		□ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □	324,400	27,800	96,000	初別に超出	0		継続で適用	_	極続で適用	種税で適用	継続で適用 特定事業所加算 II
8	3170202133	米子市、日 野町	鳥取県	米子市	訪問介護仁周 在こうやまち	は 訪問型サービス (総合事業)	13,242	10.00	特定加算 I ペア加算	22.4%	()	定予定 (参考)令和7年 度の移行予定	新加算I		令和7年4月~令和8年3月(12ヶ月	389,280	33,360	115,200	新規に適用	0		継続で適用		継続で適用	継続で適用	継続で適用
					訪問介護仁周	定期巡回·随時対	ri e		処遇加算 I		新加算 I	24.5%	△和○左歩の御	新加算I	24.5%	令和6年6月~令和7年3月(10ヶ月	7,709,000	660,800	2,281,250		0		0		0	2	特定事業所加算 I 又 は II に準じる市町村独 自の加算
9	3190200174	米子市	鳥取県	米子市	が同り酸石層 荘こうやまち	応型訪問介護看 護	314,652	10.00	特定加算 I ペア加算	22.4%	()	(参考)令和7年 度の移行予定	新加算 I	24.5%	令和 7 年 4 月~令和 8 年 3 月 (12 ヶ月	9,250,800	792,960	2,737,500	新規に適用	0		継続で適用	\overline{Z}	継続で適用	継続で適用	継続で適用
10	3190200117	米子市	鳥取県	米子市	小規模多機能 ホーム仁風荘	模多機能型居宅	389,723	10.00	処遇加算 I 特定加算 I	13.4%	新加算 I	14.9%	走了走	新加算I	14.9%	令和 6 年 6 月~令和 7 年 3 月 (10 ヶ月	5,806,900	584,600	2,065,550	$\overline{/}$	0		0		0	5	サービス提供体制強化 加算 I
					かみごとう	介護			ペア加算		()	(参考)令和7年 度の移行予定	新加算I	14.9%	令和7年4月~令和8年3月(12ヶ月	6,968,280	701,520	2,478,660	新規に適用	0		継続で適用	_	継続で適用	継続で適用	継続で適用
11	3190200497	米子市	鳥取県	米子市	小規模多機能 ホーム仁風荘 こうやまち	模多機能型居宅	412,684	10.00	処遇加算 I 特定加算 I	13.4%	新加算I	14.9%	令和6年度の算 定予定 (参考)令和7年	新加算I		令和 6 年 6 月~令和 7 年 3 月 (10 ヶ月	6,149,000	619,000	2,187,250		0		0		0	5	サービス提供体制強化 加算 I
					こ つやまち	介護			ペア加算]	()	(参考) 令和 /年 度の移行予定	新加算I	14.9%	令和7年4月~令和8年3月(12ヶ月	7,378,800	742,800	2,624,700	新規に適用	0		継続で適用	_	継続で適用	継続で適用	継続で適用

			事業原	听の所在 は	ь						(参考)令和5年										令和6年度	(参考 ①月額賃金 (令和7年	i) 要件 I 度~)	②月額賃金	要件Ⅱ	③・④キャ要件]	リアパス	⑤キャリア パス要件 Ⅲ	⑥キャリ アパス要 件IV	⑦キャリアパス要件 V
	介護保隊 事業所 号	指定権者名	都道府県	市区町村	事業所名	サービス名	処遇加算等除(一月あたり)介護報酬総 単位数[単位]	1単位 あたり の 単価 [円] (b)	令和6年4・ 5月時点の 旧3加算の 区分	合計の加算率	度と要件を変え ずに移行した変場 での新加算の区分分 (カッコ内は6月以降等での区分(人の) (カッコ内は6月以下の区分(人) (カッコ内は6月以下の区分(人) (カッコ内は6月以下の区分(人) (カッコ内は6月以下の区) (カッコ内は6月以下の区) (カッコ内は6月以下の区) (カッコ内は6月以下の区) (カッコ内は6月以下の区) (カッコ内は6月以下の区) (カッコ内は6月以下の区) (カッコ内は6月以下の区) (カッコ内は6月以下の区) (カッコ内は6月以下の区) (カッコ内は6月以下の区) (カッコ内は6月以下の区) (カッコ内は6月以下の区) (カッコ内は6月以下の区) (カッコ内は6月以下の区) (カッコ内は6月以下の区) (カッコ内は6月以下の区) (カッコ内は6月以下の区) (カッコ内は6月以下の区)	算率	算定す 新加算の		加算率(c)	※通	算定 常は令和64	対象月 (d) =6月~令	和7年3月	新加算の 見込額[円] (a×b×c× d)	に増加する 加算額の見 込額	新加算IV相 当の加算額 の見込額の 1/2	月額賃 金要件 I を満	新たに増加 する旧ペー スアップ等 加算相の見 新加算額	月額賃 金要件 エを満 たす	賃金体系 整備等及 び研修の 実施等	賃金体備は 系等 <u>又</u> 修 等 所 を 等	昇給の仕 組みの整 備等	改善後の 賃の額8万円 以上の 以上の を 報440万を 職記 にすを 記した を 数 記 記 記 記 記 記 記 記 記 記 記 記 記 に 記 た に り に り た り た り た う し た う も う も う に う も う も う と う も う と う と う と う と う と う と	介護福祉士等の配 置の状況が分かる 加算の算定状況
	31902005	5 W 7 +	鳥取県	米子市	小規模多機能	(介護予防)小規 模多機能型居宅	558.831		処遇加算 I 特定加算 I	12.45	新加算I	14.9%	令和6年度の算 定予定	新加算I	14.9%	令和 6 年	6 月~令和	7年3	月 (10 ヶ月)	8,326,600	838,200	2,961,800		0		0		0	3	サービス提供体制強化 加算 I
1.	31902005	9 ** ** ** ** ** ** ** ** ** ** ** ** **	局权采	本于市	ひこな	快多饭能至店七 介護	558,831	10.00	ペア加算	13.4%	(,	(参考)令和7年 度の移行予定	新加算 I	14.9%	令和 7 年	4 月~令和	8年3	月(12 ヶ月)	9,991,920	1,005,840	3,554,160	新規に適用	0		継続で適用		継続で適用	継続で適用	継続で適用
				W -7 ===	春和病院介護	A === ====	1,218,980	10.00	処遇加算 I	4.00	新加算I	5.1%	令和6年度の算 定予定	新加算 I	5.1%	令和 6 年	6 月~令和	7年3	月 (10 ヶ月)	6,216,800	609,500	1,767,500		0		0		0	6	サービス提供体制強化 加算 I
15	31B02000	9 馬取県	鳥取県	米子市	養和病院介證 医療院	介護医療院	1,218,980	10.00	特定加算Ⅰ	4.0%	((参考)令和7年 度の移行予定	新加算 I	5.1%	令和 7 年	4 月~令和	8年3	月 (12 ヶ月)	7,460,160	731,400	2,121,000	新規に適用	0		継続で適用		継続で適用	継続で適用	継続で適用